

## [事案 23-120] 生存給付金積立利息支払請求

・平成 23 年 12 月 21 日 裁定終了

### <事案の概要>

生存給付金付定期保険の設計書に記載された満期時受取額の支払を求め申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 8 年に加入した生存給付金付定期保険について、設計書には、「すえ置利率は、将来変動（上下）することがあります。なお、この設計書に記載の『すえ置累計額』は途中引き出しがない場合の数値です。」と記載されている。この「なお」以下の記述は、途中引き出しのない場合の数値を強調したものと解されるものであることから、自分は途中引き出しをしていないので、記載されたとおりの満期時受取金額（満期時すえ置累計額と満期時積立配当金の合計額）を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 保険設計書の数値は、当時の運用実績とすえ置利率を基にした計算結果を示したものであり、将来変動するもので支払いを約束したものではないことが記載されている。生存給付金のすえ置きについては約款に規定があり、設計書により契約内容が決まるものではない。
- (2) 途中引き出しがなかった場合には記載の金額が支払われるという解釈は、申立人独自の解釈であり、請求の理由にはならない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張は、保険会社が、設計書に記載された満期時受取合計額を支払うことが申立契約の内容になっていると主張するものと解し、保険期間満了時に設計書記載の満期時すえ置累計額と満期時積立配当金の合計額を支払う内容の保険契約が成立しているかについて、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、申立人の主張には理由がなく、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 保険契約は、いわゆる附合契約【注】で、約款の記載に従って契約内容が定められる。申立契約の約款によれば、生存給付金については「会社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます」と規定され、積立配当金についても、「会社所定の利率による複利計算の利息をつけて会社に積み立てて置いて」と規定され、いずれも利率が変動する内容になっており、すえ置かれた生存給付金及び積立配当金について、確定金額を支払うものとはされていない。
- (2) 設計書には、設計書記載の金額を支払うことを約する文言はなく、生存給付金については、「ご契約後 3 年ごとに支払われる生存給付金は、お支払いの請求がない場合、当社所定のすえ置利率で満期時まで自動的にすえ置きます。すえ置利率は、将来変動（上下）することがあります。なお、この設計書に記載の『すえ置累計額』は途中引き出しがない場合の数値です。」との文言が記載されており、また、積立配当金については、「配当金は変動（増減）します。配当金額はお支払時期の前年度決算により決定します

ので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。この設計書に記載の積立配当金額は、毎年の配当支払時期に平成〇年度決算配当率が使用され、配当積立利率が現行利率のまま推移し、途中引出しがないものと仮定して試算した数値です。今後の経済情勢などにより配当金額は変動(増減)しますので、将来のお支払額を保証したものではありません。」との文言が記載されているが、これらは、いずれも約款の内容について、契約者に、注意を促すために記載されたものといえる。

- (3) 申立人は、生存給付金の上記注意文言について、「なお」以降に、「この設計書に記載の『すえ置累計額』は途中引き出しがない場合の数値です。」と記載されていることから、途中引き出しのない場合の数値を強調したものと解されると主張し、この主張は、途中引き出しのない場合には、設計書に記載された金額を支払うことを保険会社が約束しているとの趣旨と解される。
- (4) しかし、「なお」以降の部分は、設計書記載の満期時すえ置累計額は、満期まで引き出しがない場合の金額であることを確認の意味で記載したものであり、「なお」の前で、すえ置利率は変動し、従って、設計書に記載された数値も変動することを注意的に記載したものと解される。よって、申立人の主張する解釈を認めることはできない。
- (5) また、申立人は、募集人より、途中引き出しがない場合に、設計書記載内容の通りに受け取れる旨の説明を受け、契約をしたと主張するが、約15年前の募集時になされた説明内容については、特段の証拠がない限り、現時点で明確にすることは困難と言わざるを得ず、仮に、募集人が上記の説明をしていたとしても、募集人には、約款と異なる契約を締結する権限はないことから、その説明が契約内容になることはない。

【注】 附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項(普通契約約款)を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことです。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されています。